

令和 3 年 11 月 会 議  
第 17 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

( 閱 覧 用 )

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和3年11月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	比留川晴雄
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	栗原良晴
議席番号5番	見上智	議席番号11番	橘川利一
議席番号6番	多田平雄	議席番号12番	加藤栄三
議席番号7番	山崎弘子	議席番号13番	新倉賢一
		議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

議席番号4番 細谷則子

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請事案  
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請事案  
議案第41号 農用地利用集積計画決定事案  
議案第42号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案  
議案第43号 農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積の設定について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

9時30分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。今朝は急に冷え込みましてやっと冬に近づいてきたなと感じがするわけで、コロナの方も大分落ち着いてきたようで本当にうれしく思っています。

ただ今より第17回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、4番 細谷委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、9番 鈴木委員、10番 栗原委員の両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております10月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。12月17日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第1班の委員が出席される予定でございます。同日 第18回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。24日 第18回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 56㎡、法第5条許可申請3件 4,144㎡、農用地利用集積計画決定8件 10,677㎡、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 5,027.60㎡、合計13件 19,904.60㎡でございます。

なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう、併せて

お願いいたします。

それでは、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号9番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） それでは総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号9番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]、地目畑、地積56㎡でございます。譲受人は申請地の南側隣地を所有して造園業を営んでおりますが、ここで隣接する農地の売買の合意が得られたことから、農業経営の拡大を図りたいとこのこととでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地です。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。譲受人は、綾瀬市におきまして自作の畑2,573㎡を耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である20アールを超えております。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、年齢は[REDACTED]歳、耕運機等を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君） 整理番号9番、11月18日第4班として私の他、新倉委員、橘川委員、志澤推進委員、事務局2名の計6名で現地調査をいたしました。本日の審議案件につきましては、全て同日、同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告いたします。

整理番号9番、[REDACTED] 地図の点線部分が譲受人の[REDACTED]の畑になっておりまして、耕運状態でございます。奥の56㎡が少々小山になっておるんですが、スコップで均せば問題ないのかなと。許可妥当と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。5番 見上委員

○5番（見上 智君） 地区の担当委員として発言します。先ほど4班の加藤委員から現状の説明がありましたが、現状農業を営む傍ら農地をしっかり管理していると言うことで、本とも会いまして、申請地を利用して一体的な農業経営をしていきたいと言う趣旨の説明をいただいております。担当委員といたしましては、許可妥当判断しておりますので、

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号8番についてを議題といたします。事務局より説明を願ひます。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号8番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]、地目畑、地積86㎡でございます。転用目的は通路、転用理由は事業の効率化及び安全性の向上のためとのことでございます。権利の種類につきましては使用貸借権の設定、場所につきましては7ページの案内図をご参照願ひます。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧いただきたいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び碎石舗装、通路幅員は6mでございます。工期は許可後3週間でございます。周囲への防除対策といたしましては、申請地西側の畑との境界は、遮蔽版を設けて仕切りを行い土砂の流出を防止し、併せて畑との間に50センチほど、転圧を行わない雨水の自然浸透処理帯を設けて、雨水の流出を防止します。申請地の東側は市が管理する公園で申請地とはフェンス、植栽で仕切られておりまして、現状で問題のない旨、みどり公園課と協議済みでございます。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第3種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願ひます。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）整理番号8番、申請地[REDACTED]の畑に関しては、耕運状態にはなっております。第4班として転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の

ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX、地積 86 m<sup>2</sup>の農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXXXXXX）譲受人XXXXXXXXXXと譲渡人XXXXXXXXXXの代理人のXXXXXXXXXXと申します。よろしくお願ひします。1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、許可申請書に添付した理由書を読み上げさせていただきます。XXXXXXXXXXは主に土木工事、道路舗装工事の請負を業務としております。綾瀬営業所として工事用車両、資材等の置場として申請地の近くのXXXXXXXXXXの奥まった土地を使っております。平成 9 年に購入し使っております。本店であるXXXXXXXXXXには法人事務所が主で工事車両等置場とする敷地が無く、綾瀬営業所を事務所兼置場としています。この置場には、4 t 車 1 台、3 t 車 2 台、2 t 車 4 台を置いてあり、置場からの車両の出入りは西側の公道幅 1.8 m とXXXXXXXXXX側の道路敷となっている部分の合わせても幅 3 m 弱、延長 90 m を通って一般道路に出ています。しかしながらここは付近住民の生活道路にもなっており、通行の安全も考え弊社も共有している幅 6 m の東側道路を使い、その延長にある申請地を通り一般道路に接続したいと思っています。申請地はXXXXXXXXXX所有の畑の東端に位置し、範囲も最小限にします。弊社所有の 4 t 車の車両が通りますので道路幅は 6 m 位必要で、面積も 86 m<sup>2</sup>になります。また、隣地の畑との間には幅 50 cm ほど開け雨水を浸透するように

被害防除に努めます。1 番目は以上です。2 土地利用計画及び施設概要について、土地利用計画としましては一般道路に出るための通路としたいことです。施設概要は建物を建てるわけではないので、現在の畑を転圧し碎石を敷いて通路とします。3 転用計画と周辺への防除対策等について、転用計画は通路とすることです。周辺への防除対策は、隣接地に譲渡人の畑がありますが他に畑はなく、雨水の対策としては自然浸透、隣接農地との間に多少できます高低差については、高さ 20 cm 程度の遮へいの板を設け雨水が畑に流出しない様に努めます。4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、許可を頂いた後年末になろうかと思っておりますのでいろいろ準備をしながら、来年 1 月 25 日頃までに完了したいと思っております。工事期間中の安全対策については、畑の転圧、碎石ですので一般の方々が通るような部分ではないので、公道に接続する部分については作業員を配置し安全に配慮したいと思います。5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣接耕作者は譲渡人の畑があるだけで、他の隣接として道路はありますが、行政の管理する公園があるのみで、そこはフェンスで仕切られているので影響はなしという、公園を管理する行政から判断を頂いております。6 施設の管理計画について、碎石を敷いて通行するのみですので、その部分が畑に影響することがないように、今後碎石が畑に漏れ出るとか、そういうことが無いように常時注意していきます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。5 番 見上委員

○5 番（見上 智君）担当委員として発言いたします。現地の状況は、先ほど 4 班の加藤委員のご説明のとおりでございます。また、転用理由につきましては参考人のあった通りで



ございます。私も11月6日譲渡人の[ ]に会いまして、同様の説明を受けております。本人も瀬谷に住んでいる事で、私の方からは隣接地の農地の管理といったことも今後引き続きしっかり管理していただきたいとお願いしてあります。よって上記の理由含めて申請のとおり担当委員といたしまして、許可妥当と判断しておりますので、委員の皆様方の審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は[ ]外4筆、地目畑、地積合計3,540㎡でございます。転用目的は資材置場及び駐車場、転用理由は事業拡大及び資材置場の集約による事業の効率化のためとのこととでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、場所につきましては9ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料2に申請図面等でお示ししてございますのでそちらを、主に転圧及び砕石敷き施工で、敷地外周はパイプフェンスで仕切りをいたします。工期は許可日から3か月間でございます。周辺への防除対策としましては、雨水は敷地内にて浸透処理いたします。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）整理番号9番[ ]外4筆、現地は若干草が伸びており

ますがトラクターで耕運すれば耕作可能な状態と思われます。このことから4班として転用はやむを得ないと判断いたします。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX外4筆、地積合計3,540㎡の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXX君）XXXXXXXXXXの代理人を受けていますXXXXXXです。よろしくお願ひします。1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、転用の理由はXXXXXXXXXXXXが本社中央林間ですが置場をXXXXXXとXXXXXXに2カ所持っております。両方とも借地ですが道路が狭く、扱っている資材、鋼材、鉄骨等長尺ものといまして長さ10mあり、それを搬入してくるには最低6m以上の道路が面していないといけないので、今の所では非常に搬入等困難ですので、ここに於いて転用を行うことといたしました。コロナが収束することを踏まえて、事業も拡大傾向にあります。この地を選定した理由は、道路が6m道路と5m道路二面道路に面した角地で面積は1,070坪で、現在の2か所の置場は800坪なんですけど200坪増えたのはコロナ中で工事が一時中断、または延期になっていたものが秋口から再開していること。その他に受注が増えていることの原因がありまして、事業が拡大傾向にありますので資材等必要な土地と言うことで広い土地を求めめるものです。2 土地利用計画及び施設概要について、土地利用計画は土地利用計画図に示したように、敷地に足場組立用の足場材、当社の車両置場10台ありますがお客様用に1台、

駐車場として11台、その他に仕事をするに必要な資材、長尺ものは10mありまして、短いものは5mこういうものは高く積み上げない平置きになるので、どうしても置場が広くないと。その隣に加工場という形で利用していきます。3 転用計画と周辺への防除対策等について、転用計画は現在農地で割と平らですが、重機で整地、転圧して、その上に砂利を10cm敷いてこれも転圧し、資材置場として活用します。周辺への防除対策といたしましては、敷地周辺にパイプフェンスを設置し、外部からの間違っただけの進入とかを防ぐような形をとります。4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期は許可後およそ3か月を見込んでいます。工事期間中の安全対策は、重機とかの進入は[ ]の方から入ってきますので、[ ]の交差点近くにガードマン、現地は角地になって二面道路ですので、ここにガードマン1人ずつ2人を配置します。一般の方々、通行車両の安全対策を講じてまいります。5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣接者は道路と隣接耕作者は[ ]さんがいられます。こちらには口頭で説明いたしました。周辺の方々ということで地区の農業委員さんへ、計画図面を持って説明に伺っております。6 施設の管理計画について、当社は土曜、日曜日は休日で作業しません。その間の施設の安全管理は、出入口に鍵付きのフェンス又はチェーンロックで外部から侵入を未然に防ぐ形をとって安全対策とします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。この場所は数年前から耕作らしい耕作はしていなくて、雑草が出ているような状態です。作物はほとんど作っていない状況にありました。後継者とか農業の意欲とかを考えると同時に、この付近は今年度に入りまして

農地の転用がされまして、農地が無くなっている状況です。環境的には転用もやむを得ないと私は思っています。以上でございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ諮問することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号10番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号10番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計518㎡でございます。転用目的は駐車場及び資材置場、転用理由は事業の効率化のためとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、場所につきましては11ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料3に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に外構及び整地で、工期は許可日から1か月間でございます。周辺への防除対策としましては、雨水は敷地内にて浸透処理とし、周囲をコンクリートブロック1段及び縁石で仕切り、土砂及び雨水の流出を防止します。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告をお願いします。12番 加藤委員

○12番(加藤 栄三君) 整理番号10番、[REDACTED]外1筆、現在はネギ、里芋が作付けされております。少し空いている所は耕運状態です。第4班としては転用やむを得ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX外1筆、地積合計 518 m<sup>2</sup>の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXXXXXX）代理人のXXXXXXXXXXと申します。1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、今回譲受人のXXXXXXXXXXの所有している車両及び、リフォーム工事を行っておりますので、資材を置く場所として当該地の話聞き当該地を選定した経緯であります。元々会社で所有している車両が全部で6台ございまして、それが会社の駐車場内に全部置ききれないために、管理している不動産共同住宅の敷地内に3台置いてあるんですけど、それを集約する場所として候補地を探していたところ、当該地の話がありこの地を選定しました。リフォームに伴う廃棄資材、木材、金属ごみ、雑ごみ等の車にそのまま引き上げて積んでしまうコンテナ当該地に置くための広さが確保できることと、リフォーム工事で行ってくる搬入搬出する砕石並びに残土を置く場所として当該地が適しているということで、道路に面していることが条件でしたので条件に適していることとなります。2 土地利用計画及び施設概要については、駐車場を5台分、今は会社の駐車場に縦駐に止めているんですけど、お客様の車が路上駐車になってしまうことで、どうにか駐車場を確保できないかということで、社外注の車が1台、XXXXXXXXXXの車が4台止まることとなります。他にもパートさんの車が1台ありますが、これは会社に止めます。砕石置き場、残土置き場を大きな山にしないで50 cm程度の平積みで置く施設の面積として各々39 m<sup>2</sup>程度の敷地をロープで区画して明示いたします。3 転用計画と周辺への防除対策等については、ぐるりと周囲をコンク

リートブロック1段、高さ地上に露出するのが10cm程度になります。それにより土や砂利が外に出ないように計画しております。近隣に対しての防除対策はブロック1段ぐりと出入口以外は回すということで、防除対策を行います。4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工程は許可を頂いてから概ね一か月以内に、工事としてはブロックを周囲1段積む工事とロープにて明示駐車区画と置場の区画を明示する作業がありますが概ね一か月程度を予定しております。安全対策につきましては、大きな重機は入らないですが十分安全対策は気を付けるよう考えております。5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、譲受人の方で説明いただいていると聞いておりますけれど、近隣から更に説明してもらいたいとか苦情があった場合は、転用事業者が対応することになります。6 施設の管理計画については、譲受人が不動産業を営んでおりまして、所有地になるののでしっかり管理していくと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）地区の担当委員として発言します。先ほど加藤委員さんから報告がありました様に、該当地は里芋、ネギ、全面的ではなく3分の1程度作付けされておりました。残地は雑草等の繁茂は一切ありませんでした。私は1年を通して畑の通路としてこの脇を通っているんですが、作物は沢山やっているのではなく、雑草に関しては気を使っているようでした。隣に所有者の自宅があるんですが、こういった申請をされたことはやはり年齢的、体力的なこともあるかと思っておりますので、許可をすることに関しまして何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号10番について、賛成委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第41号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号60番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。議案第41号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号60番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積7,279㎡、申請地は■■■■■■■■■■外1筆、地目畑、地積合計1,947㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成25年、通算4回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては13ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の7,279㎡は、自作の畑5,332㎡、利用集積による畑1,947㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機1台、トラクター1台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び子夫婦の計3名、従事日数は280日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）整理番号60番■■■■■■■■■■外1筆は、ネギ、ブロッコリー、ジャガイモ、白菜が作付けされており、若干残っているところは耕運状態で問題ないと思います。農地として適正に管理されており、第4班としては継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）本日の案件は11月18日、第4班の橋川委員、加藤委員、新倉委員、事務局2名と同行させていただきました。本日の審議案件につきまして同様ですので、これ以降は割愛させていただきます。申請地■■■■■■■■外1筆は、加藤委員から話があった通りネギ、ジャガイモ、白菜、ブロッコリーが作付けされており、一部耕運状態で農地として適正に管理されておりました。今回4回目ということでもあり、農用地利用集積に問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号60番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号61番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号61番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積5,708㎡、申請地は■■■■■■■■、地目畑、地積1,983㎡のうち1,000㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成25年、通算4回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては15ページの案内図をご参照願います。賃貸人は所有する農地の2割弱を貸し付けしており、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の5,708㎡は、自作の田854㎡、畑3,854㎡、利用集積による畑1,000㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、トラクター、防除機等を保有しております。農業



従事者は、本人及び妻の2名、従事日数は250日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）整理番号61番 [REDACTED] は、レタス、キャベツ、ブロッコリー、大根、白菜等が整然と作付けされておりました。農地として適正に管理されており、第4班としては利用集積継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤 推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君） [REDACTED] 現地を確認しましたところブロッコリー、大根、白菜、レタスが作付けされており農地として適正に管理されておりました。農用地利用集積に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号61番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号62番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号62番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積16,600.75㎡、申請地は [REDACTED] [REDACTED]、地目畑、地積1,289㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成31年、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街

化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は ■歳、耕作面積の 16,600.75 m<sup>2</sup>は、自作の樹園地 5,432.75 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 9,162 m<sup>2</sup>、樹園地 2,006 m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。

○12 番（加藤 栄三君）整理番号 62 番 ■ は、サニーレタス、レタス、大根が作付けされておりました。農地として適正に維持管理されており、第 4 班としては利用集積継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）申請地 ■ の現地を確認しましたところサニーレタス、レタス、大根が作付けされておりました。農地として適正に管理されており、利用集積に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 62 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 63 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利

用集積計画決定事案、整理番号 63 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 17,482.02 m<sup>2</sup>、申請地は[REDACTED]外 2 筆、地目畑、地積合計 1,486 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 28 年、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては 19 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は 71 歳、耕作面積の 17,482.02 m<sup>2</sup>は、自作の畑 7,284.75 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 10,197.27 m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 1 台、トラクター 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の 2 名、従事日数は 320 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。12 番 加藤委員

○12 番（加藤 栄三君）整理番号 63 番 [REDACTED] 外 2 筆は、ゴボウが作付けされておりました。農地として適正に維持管理されております。第 4 班としては利用集積継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）申請地、[REDACTED] 外 2 筆を確認しましたところ、ゴボウが作付けされており、白菜と大根の収穫の後でした。農地として適正に管理されており、推進委員として利用集積に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 63 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号 64 番、65 番は申請人であります賃借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 64 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 7,748 m<sup>2</sup>、申請地は■■■■■■■■■■外 2 筆、地目畑、地積合計 1,982 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間です。本件申請地は、令和 4 年 3 月 31 日まで他の耕作者が利用集積で借り受けて耕作を行っておりますが、更新を行わないとの意向でございまして、その後を引き継いでの権利設定となります。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 4 年、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては 21 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

次に、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 65 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 991 m<sup>2</sup>、整理番号 64 番の農地の中間に存する農地でございまして、合わせますと一帯での耕作が可能になります。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 64 番と同様でございます。本件申請地も、整理番号 64 番と同様、前耕作者の後を引き継ぎましての権利設定でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は 100 日農業従事しておりますが、所有する農地の 4 割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 7,748 m<sup>2</sup>は、全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター 1 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 225 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）整理番号64番65番一括して報告します。[ ]外2筆は、前任者のレタスが作付けされており、それ以外は耕運状態です。[ ]は耕運状態で全く問題はありません。賃借人は新規営農者で意欲的に農業に取り組み、農地として適正に管理されると願ひまして、第4班としては利用集積に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤 推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）申請地[ ]外2筆の現地を確認したところ、レタスが作付けされており収穫の後もありました。[ ]は、耕運状態で農地として適正に管理されており推進委員といたしまして問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願ひいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号64番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号65番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号66番、67番は申請人であり使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願ひしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 66 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 21,474 m<sup>2</sup>、申請地は■■■■■、地目畑、地積 991 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜でございます。設定初年は、平成 28 年、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては 25 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。

次に、総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 67 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■、地目畑、地積 991 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 66 番と同様でございます。場所につきましては 27 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 21,474 m<sup>2</sup>は、自作の畑 6,633 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 14,841 m<sup>2</sup>で管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 1 台、トラクター 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。12 番 加藤委員

○12 番（加藤 栄三君）整理番号 66 番 67 番一括して報告します。■■■■■は、キャベツ、ブロッコリーが作付けされておりました。67 番■■■■■はナス、大根が作付けされており。農地として適正に管理されていると認められましたので、第 4 班としては利用集積に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤

推進委員

○第3地区(志澤 輝彦君)申請地[ ]の現地を確認しましたところ、ブロッコリーとキャベツが作付けされていました。申請地[ ]を確認しましたところ、ナス、大根が作付けされていました。いずれも農地として適正に管理されており推進委員として利用集積に問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号66番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号67番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号12番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹)総会議案書28ページ、29ページをご覧ください。議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号12番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[ ]外7筆、地目畑、地積合計5,027.6㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年10月26日から令和3年11月25日まででございます。相続開始年月日は、平成9年1月6日で、今回が8回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございまして、平成4年11月13日に生産緑地指定を受けてございます。場所につきましては、29ページの案内図をご参照願います。申請人は、耕運機等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人の1名、年齢は[ ]歳、従事日数は260日です。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告をお願いします。12番 加藤委員

○12番(加藤 栄三君)整理番号12番、■■■■、■■■、■■■、■■■は一体となっておりまして、ゴボウ、大根、キャベツ等多種多様な野菜が作付けされておりました。■■■、■■■は、梅、柿、栗の果樹が植えられています。■■■は、ネギ、里芋が作付けされておりました。たまたまご本人にお会いして、■■歳とは思えないほどお元気でした。全ての農地は適正に維持管理されており、第4班としては引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。8番 比留川晴雄委員

○8番(比留川 晴雄君)本件について地元委員として発言します。11月19日に現地を確認しました。第4班の代表の方が言われた通り、多品種の作物が作付けされておりました。農地として適正に管理されていると思います。地元委員として引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、議案第43号、農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積の設定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(田中総括副主幹)総会議案書30ページをご覧ください。議案第43号、農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積の設定についてでございます。農地法第3条第2項第5号規定する面積、いわゆる下限面積であります50aに代わるべき別段の面積といたしまして、定期的に見直しを行うものでございます。施行日は令和4年



1月1日、適用を受ける地区は綾瀬市全域でございます。別冊でお配りしている資料4、別段面積を設定する調査表に、耕地面積別の農家戸数とその割合をお示ししてございますので、併せてご覧ください。枠外の下段に記載しております農林水産省令で定める基準に従いまして、全体の4割を下回らない面積を算出いたしますと、20aが妥当な面積であると算定したものでございます。従いまして、現行の20aのまま変更のない内容となっております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）別段面積の規定は今回20aで設定ですが、前年も同じなんです。これは毎年毎年法的にやらなければならない規定があるんですか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（高田主査）別段面積の設定ですが、見直しを定期的に行っています理由につきましては、全体の4割を下回らないという基準がございますので、現行の面積が条件に当てはまっていることを、毎年確認を行っている次第でございます。以上です。

○11番（橘川 利一君）下限面積が20a以上確保できる条件で資料が解ればあえて設定してあるんだから、毎年毎年、設定を見直す必要があるのか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（早川次長）綾瀬の経過を鑑みますと10年位前は30aの設定でございました。委員のおっしゃる通りのところもございまして、農水省の施行規則の中に40%下回らないところを毎年点検していく必要があることから、農水省の規定を順守意味で、毎年点検をしていくこととございまして、事務局の方で整理していき議案として上程させていただきました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）毎年見直ししなさいという規定はあるんですか。

○事務局（早川次長）明確の規定はないですが、40%ルールがございます。そこをはみ出してしまいますと、法に抵触することが考えられますので検証していく考えです。

○議長（古塩 貞夫君）下調べといいますが、今年も40%下回らないということが分かっているから今年はいいだろうという風にはならないのか。今のこういう形をとらないで、40%を下回りそうな状況になりそうな時点で、変更の設定をするようなことではなくて、毎年やったほうが良いということですか。

○事務局（早川次長）3条の許可申請が出たときに、下限面積を照らし合わせることにな

りますので、その都度点検していく考えを持っています。

○議長（古塩 貞夫君）意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定されました。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

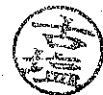
これをもちまして、第17回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

11時8分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫



綾瀬市農業委員会委員

栗原良晴



綾瀬市農業委員会委員

鈴木洋一

